

特記仕様書

業 務 名：南部中核拠点東西連絡橋橋梁点検業務

業務番号：第 1－委－ 2 号

業務場所：五條市阪合部新田町 他

第 1 条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和 2 年 10 月）によるものとする。

第 2 条 業務目的

本業務は、南部中核拠点東西連絡橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「奈良県道路橋定期点検要領（案）R6.9」（以下「点検要領」という。）に基づき点検を行うものである。

第 3 条 業務内容

1. 計画準備

（1）業務計画書作成

業務実施に際し、本業務内容を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制等について検討したうえで、業務計画書を作成する。また、対象となる橋梁の橋梁台帳や過去の点検結果、橋梁調書などの既存資料を収集し、点検を行ううえで必要となる情報を収集する。

（2）部材番号図の作成及び修正

点検要領に従い、部材番号図を Microsoft Excel にて作成する。

2. 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する。また、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場概況を調査し、記録（写真撮影を含む。）する。

現地踏査結果を踏まえ、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

なお、過年度業務における耐荷力照査の結果より、当該橋梁は、リフト車や橋梁点検車の使用が困難であることから、「ロープ作業」による点検を想定している。（別紙参照）

3. 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。また、作成した資料を基に関係機関との協議を行う。

4. 現地点検

点検要領に基づき現地点検を実施する。必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査を併用して行う。

落下する可能性ある損傷（コンクリートのうき・剥離）の点検は、打音検査又はその他適切な方法により行う。このとき、外観や打撃時の濁音等より異常が確認された箇所に対して、たたき落としなど、コンクリート片の落下防止のための応急措置を行う。

腐食、防食機能の劣化、ボルトのゆるみなど、定期点検の過程で把握した損傷等のうち、道路橋本体や付属物等からの腐食片、部材片、部品等の落下につながるものや、その他目地材の劣化等に伴う落下について、落下の可能性があるものの除去、ボルトの締め直しなど、その場での応急処置が可能なものについては適切な措置を行う。

このほか、橋梁に付着している雑草や苔の除去、排水施設の土砂詰まりを解消するなど、橋梁を良好な状態するように努めること。

また、狹隘部、土中部、部材内部や埋込部等については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、試掘や非破壊検査を行う。なお、試掘等については設計変更の対象とする。

5. 健全性の診断

点検要領に基づき、性能の推定、健全性の診断を行う。

6. 点検調書作成

点検要領で規定する様式の作成を行う。

7. 報告書作成

本仕様書が定める業務実施期間内に、業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。また、併せて概要版の作成も行う。

なお、成果品は「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」及び「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）（奈良県）」に基づいて作成した電子データを、従来式の原稿に代わるものとして CD-R に納め、2 部提出するとともに製本版 2 部（報告書（ファイル綴じ）および図面（A3 縮小版））を納品する。

8. 打合せ協議

本業務の打合せは、初回、中間（2 回）、最終の計 4 回行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。

第 4 条 安全の確保

1. 受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。
2. 交通誘導警備員は、警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。

1. 対象橋梁

(1) 橋梁名

南部中核拠点東西連絡橋（東西連絡橋）

(2) 橋梁諸元

構造形式	斜張橋
径間数	3 径間
交差物件	第 2 径間：市道
橋長	118.10m
幅員	全幅員 3.40m 有効幅員 3.00m
供用年	昭和 48 年（1973 年）以降



側面全景

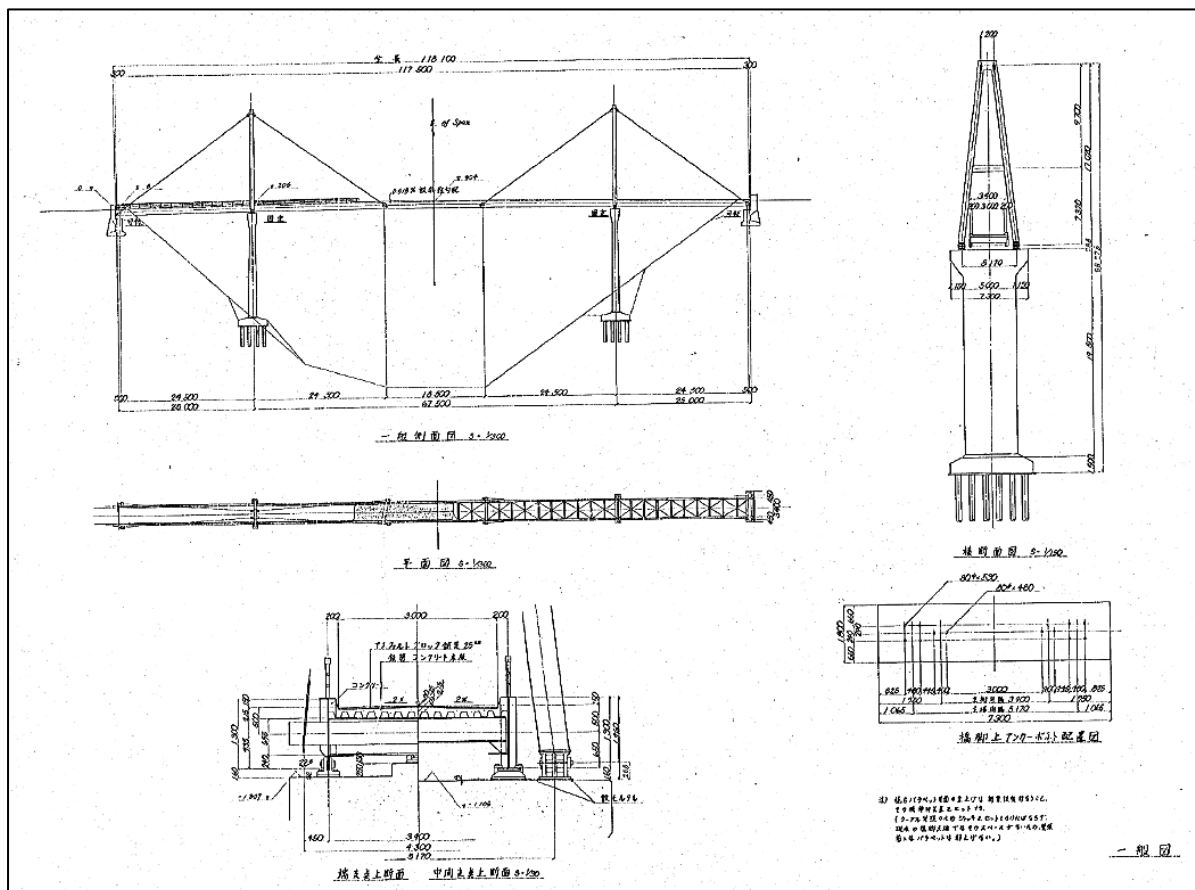


橋面全景

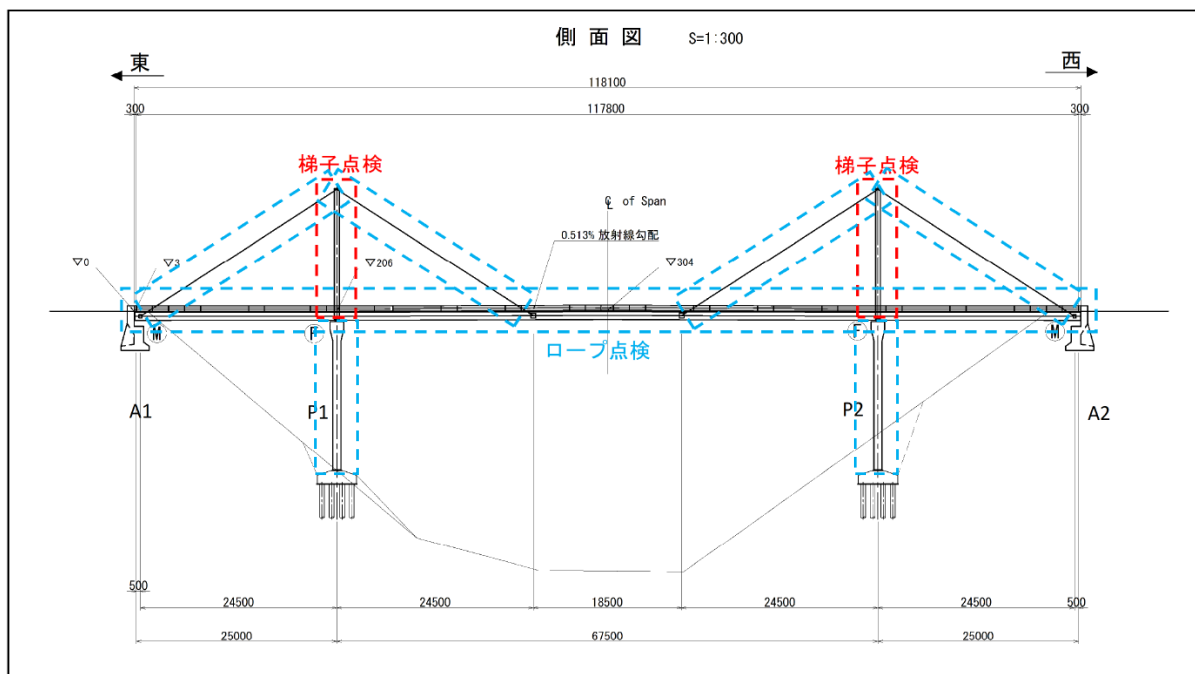
2. 対象橋梁位置図



3. 一般図



4. 作業方法 (案)



※A1 橋台周り：桁下へ行くことは可能であるが、安全性を考慮し、ロープ点検とする。

※A2 橋台周り：桁下へ行くことは困難であるため、ロープ点検とする。

※第2 径間桁下道路直上での作業中は桁下道路へ誘導員の配置が必要である。